



東日本大震災発生時、 家計や生活は どうなったか？

気候変動の影響により近年、地震・津波・大型台風・大雪・洪水・土砂崩れ・噴火など大規模災害に見舞われることが多くなりました。

これらの災害は被害の大小や予兆の有無など様々です。誰しも、いつ何時、災害に遭うかわかりません。災害に遭わないようにしたいのはやまやまですが、もし遭ってしまったとしても、被害を最小限にしたものです。

5年前の東日本大震災発生時、私は宮城県仙台市宮城野区に住んでいました。その時の経験を基に、これから4回にわたって「災害に備えるライフプラン」を説明させていただきます。

全国の皆様へ、被災地の支援に対する感謝の気持ちと共に、今後発生し得る災害時の被害減少の一助になれば幸いです。

【東日本大震災の体験レポート】

災害への備え

2011年3月11日14時46分。マグニチュード9.0、震度7の大地震が襲いました。2日前の前震の経験から、私はすぐに大きな机の下にもぐり込みました。家具は壁に固定していたつもりでしたが、長い時間何度も襲う激しい揺れに固定器具が引きちぎられていきました。

それでも家具が倒れるまでの時間を固定器具が稼いでくれれば、机の下などに逃げ込む時間が作れます。家具の固定と年に数回の固定状況の確認が、人の命を救ってくれるのだと実感しました。

頻繁に余震が続く夜になって、沿岸部には巨大津波が襲っていたことを知りまし



西村 和敏

CFP®ファイナンシャル・プランナー

【にしむら・かずとし】

1975年、宮城県生まれ。20代の時に大手金融機関・不動産会社・保険代理店・税理士事務所職員、コンサルティング会社役員などを経て30歳で独立系ファイナンシャルプランナーとして起業。「くらしとお金のFP相談センター」で個人向けの総合的なライフプラン・ライフイベントの相談に応じている。宮城県の東北放送のラジオ番組でレギュラーを6年以上務め、くらしとお金についての情報発信をしている。

た。居住地にどんな災害リスクがあるのかをハザードマップなどで確認しておくことが大切であると、身を持って感じました。

地域の災害への備えを知る

実は、東日本大震災の約1年前に、災害時のインフラ復旧についての勉強会のコーディネート・ガスターを務めていました。そこで電気・ガス・水道・通信のインフラ事業者の災害担当の方と打ち合わせをさせていただき、自宅周辺の災害時の備えを知る機会を得ていました。そのため、私は東日本大震災がインフラ事業者の想定を超える災害であることをすぐに理解し、長期間大変な暮らしが続くことを察しました。

電気もガスも水道も通信手段も途絶えた状況においては、地域の災害への備えを知ることが大切になります。1年前の勉強会で得ていた知識で、自家発電設備



近所の施設利用のために 現金の備え

がある市役所や大型施設では携帯電話の充電ができること、自宅前にある小学校の校庭に非常用の水タンクが埋まっていることを近所の方に教えることができました。地域の自治体の給水車が駆け回りますが、とても足りません。そこへ全国の自治体の給水車が被災地に集まり、各地に水を供給してくださいました。

さらに、市役所等の機能復旧のため全国から自治体職員の方が応援に駆けつけてくださいました。心より感謝申し上げます。

震災直後、大型スーパーなどは建物の安

全確保や人員確保ができないなどの理由で休業が続ききました。なんとか営業することができた地域のスーパーも停電や通信回線の不通のためPOSレジシステムは機能しませんし、クレジットカード・電子マネーなども使えません。そのため、現金による100円均一や100円単位の簡単な決済方法での商品販売を早い段階から始めていました。銭湯の利用、ガソリンや灯油や自転車の購入など、現金を使う機会は多くありました。

ですから、ある程度の現金は貯金箱などで家に用意しておく、非常用持ち出し袋の中に備えておく必要があります。

災害後の家族の過ごし方

当時、私は0歳と5歳の子どもと共にライフラインが途絶えた家で過ごしていましたが、数日で通常の生活に戻れる災害ではないと判断し、道路や交通機関の情報を確認し、すぐに中部地方に住む親戚の家に妻と一緒に移動させました。家族を移動させたことで、残った自分は被災者の支援活動に多くの時間を使うことができました。

また、被災地の生活環境や衛生状態によつては感染症に罹る危険も高まりますが、医療機関は災害による閉鎖やケガ人の治療に大変な状況です。「被災地に残って被災者のために何かをしたい！」という思いも大切ですが、災害に弱い立場の方は被災地

を離れて、被災地の負担を減らすことも支援活動の一つであると確信しました。物資の確保や正しい情報の収集と提供など、被災地を離れているからできる支援活動もあります。

そのためには、日頃から遠方に住む親戚や友人とお互い災害に遭った際に助け合えるような関係を築いておくことも大切です。

もちろん、被災地を離れるわけにはいかないと決心する方もいます。災害からの復旧や対応に活躍するお仕事の方やそれを支える家族です。私は当時、自衛隊職員の官舎にも個人からの支援物資を届けていました。公的な支援物資は被災者へ優先されるので、実は自衛隊職員などの家族は自宅避難者と同様に物資確保に困っていらつしやうたのです。救助や復旧のために働き、疲れて帰宅する家族を支えるために、移動せずに踏ん張る家族もいました。

普段から、災害時に家族がどこでどう過ごすべきかについて話し合っておくと良いでしょう。

災害への備えがあった人ほど、 生活再建は早い

東日本大震災の被災地を回っていて感じたことは「災害への備えがあった人ほど、生活再建が早かった」ということです。例えば、津波で家を失っても地震保険に加入していて保険金が入った方は、すぐに内陸

部にある中古の戸建て住宅を購入することができ、生活再建ができました。

一方、お金の問題ですぐに購入に動けなかった方が後で購入に動いた頃には目ぼしい住宅や土地は売れてしまったか、価格が高騰して買うことができないということが起こりました。災害後すぐに生活再建に行動を移せることが、辛い時間を過ごす時間を短くすることに繋がります。

【お金にまつわるQ&A】

ここからは、私の経験を交えながら、災害時のお金にまつわるQ&Aをお届けしたいと思います。

Q

東日本大震災後、キャッシュカードは使えたのですか？

A 電気と通信回線が復旧しているATMなどでは普通に使えました。ただし、金融機関と併設していないATMでは引き出し額の上限がありますので、引き出し者が殺到すると利用できなくなります。

また、津波被害にあった沿岸地域のコンビニATMなどは周辺が無人化し、ATMの機械自体を破壊・盗難されてしまっていて復旧には相当な時間がかかりました。災害後一時的に治安が悪化する可能性

もありますので、犯罪に巻き込まれないように多額の現金の持ち歩きやATMの利用は日中の人が多い時間帯にしましょう。

Q 身分証明書がない場合、個人の証明はどうすればいいのですか？

A 普段よく利用している金融機関で窓口の職員が顔を覚えていてくれる場合は、本人確認ができている場合と同様な扱いをされ、預金引き出しができます。また、住所や氏名等を確認して総合的判断で本人と認められれば対応してくれます。しかし、できるだけ早く住民票などを発行してもらい身分証明書を手にしてください。市役所が被災している場合は、被災地以外の市役所などでも住民票の発行が可能な場合もあります。

東日本大震災では身分証明書（運転免許証等）を津波などで失って困っている方が多く、全国から応援に来た警察官が避難所を回って運転免許証の再発行手続きについて説明されている場面を何度も目にしました。

Q 預金通帳や印鑑がなくても、預金は引き出せますか？

A はい。金融機関が営業していれば、預金データを照会して支払ってもら

えます。ただし1回10万円（または20万円）までなどの条件がつくかもしれません。写真付きの身分証明書を持参してください。印鑑は拇印で代用できます。

Q 避難所での生活期間中の半壊した自宅の水道、光熱費はどうなりますか？

A 個別の状況によりますが、避難指示が出ている地域や通常の利用ができない場合は免除になるようです。実際は自宅の掃除や片付けのために水道や電気などは早い復旧が望まれます。現地で復旧作業や調査にあたっている作業員の方と話ができる、復旧もスムーズだったという話もありました。

Q 東日本大震災後、人の弱みにつけこんだ詐欺等の被害はなかったのですか？

A 避難所で被災者の物がなくなったりという話はよく耳にしました。故意に盗んだのか、支援物資と勘違いして持っていたのかはわかりませんが、自衛のために避難所でも大きなリュックを背負って行動している方もいました。

また、住宅修理の急な需要増加で地域の建築業者が不足する事態となりました。そのような状況の中、悪質な建築業者が被災

した家に対して不適切な修理を行って修理代金を請求するなどの問題が生じました。

Q 災害で健康保険証を紛失してしまつたら、治療費は高額になりますか？

A 東日本大震災では約3ヶ月間は健康保険証の提示がなくても保険加入者としての扱いとなりました。その3ヶ月の間に健康保険証の再発行手続きを済ませる必要がありました。

また、大きな被害を受けた方は医療費の免除制度もありましたので、免除証明書の発行手続きも行うと経済的負担が軽減します。災害直後の医療機関は混雑しますし、医薬品も不足しますので、持病がある方の常用薬は災害時に持ち出しやすいところに保管しておきましょう。

Q 保険料の支払いが困難な場合、保険契約はどうなりますか？

A 通常ですと保険料の支払いがされなければ保険契約は失効してしまいますが、災害時は保険料の支払いが一定期間猶予されることがあります。猶予されている場合は保険料の支払いをしていなくても保険契約は有効です。東日本大震災では多くの保険会社で約6ヶ月間（申請によりそ

れ以上）保険料の支払いが猶予されました。

また、災害時には健康保険料や税金についても支払いが一定期間猶予される場合があります。ただし猶予は免除ではないため、猶予期間中の保険料等を後でまとめて支払わなければなりません。経済的に当面の保険料等の支払いが厳しい状況にあれば、猶予期間中に災害時の支援制度を利用するなど早めの相談や対応が必要となります。

Q 亡くなった家族の預金は、引き出せますか？

A 基本的にできません。死亡届を提出して戸籍から除籍されたら、相続手続きとなりますので、亡くなった方の出生から死亡までの期間の戸籍を揃え、法定相続人全員で印鑑証明書と実印を持って金融機関で手続きをすることとなります。

Q 災害で保険証券を消失し、保険を管理していた家族が亡くなつてどんな保険に入っていたかわからない場合は？

A 通帳の保険料引き落とし記録やクレジットカードの明細などで保険会社がわかれば、その保険会社に問い合わせてみましょう。また、勤務先に年末調整の添

付資料として保険料控除証明書を提出していれば、その記録から加入している保険を知ることもできます。

これらの資料も見つからない場合、生命保険は「社団法人 生命保険協会」、火災保険は「社団法人 損害保険協会」、日本損害保険協会」がどんな保険に加入しているのかの問い合わせを受け付けてくれます。

Q 被保険者が行方不明の場合はどうなりますか？

A 大規模な災害があつた場合、政府から「行方不明となつている方の死亡届を提出する場合の戸籍法上の手続きを簡易に取り扱う」旨の指示が出て、被保険者が行方不明でも死亡届が市区町村で受理されやすくなります。

戸籍上の死亡と認定された場合には、加入中の保険契約にもつき保険金などが支払われます。また、保険金受取人も行方不明の場合も、死亡届が市区町村で受理され、戸籍上の死亡と認定された場合には、保険金受取人の法定相続人からの保険金の請求ができます。

